

## 尼崎市市民運動推進委員会規約

### (目的)

第1条 市民の創意と参加によって明るく住みよくゆたかなまちをめざして、市民運動を総合的に推進するため、尼崎市市民運動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項の推進及び支援に努める。

- (1) 生きがいとやすらぎに満ちたまちづくりに関すること。
- (2) 心ゆたかな人づくりの形成に関すること。
- (3) 魅力あふれる快適な生活環境の創出に関すること。
- (4) その他市民運動の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、尼崎市、地区ごとに設けられた地区推進協議会（以下「地区協議会」という。）、各種団体、学識経験者及び関係行政機関等をもって構成する。

2 委員会への新たな団体等の参加は、総会の議決によるものとする。

3 学識経験者の任期は2年とする。ただし、任期の終了後も、その後任者が決定するまではその職にとどまるものとする。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 共同代表 2人
- (2) 副代表 若干名
- (3) その他の役員 若干名

2 共同代表の1人は、尼崎市長をもってあてる。それ以外の役員は、総会において選任する。

3 共同代表は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるとき、又は共同代表が欠けたときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

5 共同代表のうち尼崎市長の任期は、尼崎市長としての任期による。それ以外の役員の任期は2年とする。ただし、任期の終了後も、その後任者が決定するまではその職にとどまるものとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

### (総会)

第6条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議するほか、各地区協議会及び各種団体等の活動状況の集約並びに情報の交換等を行う。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) この規約の改廃に関すること。
- (5) その他委員会運営に必要な事項

2 総会は、共同代表が召集し、会議の議長となる。

### (役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議又は処理する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 事業実施計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

2 役員会は、共同代表が召集し、会議の議長となる。

3 総会の議決を要する事項で総会を招集するいとまのないときは、役員会の議決をもって、これに代えることができる。

4 前項の規定により議決を行った場合は、次の総会に報告しなければならない。

(特別委員会)

第8条 委員会は、特に重要な事業の推進を図る必要が生じたときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の構成等については、共同代表が別に定める。

(各地区協議会)

第9条 各地区協議会は、委員会事業の各地域における実践団体として、他の構成団体等と協力しながら具体的な活動を行うものとする。

2 各地区協議会に関して必要な事項は、当該協議会が定める。

(事務局及び庶務)

第10条 委員会の事務を処理するため、尼崎市総合政策局協働推進課に事務局を置く。

2 各地区協議会の事務を処理するため、各地域課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、役員会で協議して定める。

付則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和63年7月5日から施行する。
- 2 この規約は、平成4年4月14日から施行する。
- 3 この規約は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 11 この規約は、令和2年7月30日から施行する。

(尼崎市市民運動推進委員会運営要綱の廃止)

- 1 尼崎市市民運動推進委員会運営要綱(昭和56年3月5日実施)は廃止する。